

平成27年4月から

子ども・子育て支援新制度が 始まります！



すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。
この新しい制度の概要について、みなさんにお知らせします。

問い合わせ先

防府市健康福祉部子育て支援課

TEL 0835-25-2126 FAX 0835-25-2259

新制度で増える教育・保育の場



幼稚園・保育所に加えて、
認定こども園の普及を図ります。
地域型保育を新設し、ニーズの高い
3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されていました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、身近な保育の場を確保していきます。

認定こども園

対象年齢 0～5さい

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。(平成18年に導入)
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

利用時間 短時間利用から長時間利用まで、利用者の都合に合わせて柔軟に利用できます。

利用できる保護者 制限なし



3つのポイント

- ① 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- ② 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- ③ 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

幼稚園

対象年齢 3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施

利用できる保護者 制限なし



保育所

対象年齢 0～5さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

地域型保育

対象年齢 0～2さい

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、ニーズの高い0～2歳児を対象とする事業を増やします。

利用時間 タイプにより、利用時間は異なります。

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者



4
つ
の
タ
イ
プ

- ① 家庭的保育(保育ママ)
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

- ② 小規模保育
少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ④ 居宅訪問型保育
障害・疾患などで個別のケアが必要になった場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、
地域の子育て支援も、利用しやすく変わります。

新制度は、保育が必要な家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

例えば次のような利用方法があります。

- ・保育所や地域子育て支援拠点での一時預かり
- ・幼稚園・認定こども園での、主に園児を対象とした一時預かり(預かり保育)
- ・保育所や認定こども園、小規模保育などでの、空き定員を利用した一時預かり
- ・訪問型の一時預かり

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。

利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 地域の子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。

病児・病後児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。

放課後児童クラブ

(留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ)

- 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。
また、小学校6年生まで対象となります。

新制度の取り組みは、住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

- ・市町村は、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取り組みを進めるため、市町村は新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間を計画期間とする「市町村子ども子育て支援事業計画」をつくります。
- ・都道府県や国は、こうした市町村の取り組みを制度面、財政面などで支えていきます。

新制度利用の流れ

施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まってきます。

手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、市や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

手続きは
平成26年10月から

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

手続きは
平成26年12月から

幼稚園等を利用希望の場合

- ① 幼稚園等に直接
利用希望申込みをします
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

- ② 幼稚園等から
入園の内定を受けます
(定員超過の場合などには、面接などの選考あり)

- ③ 幼稚園等を通じて利用の
ための認定を申請します

- ④ 幼稚園等を通じて
市町村から認定証が
交付されます
(1号認定)

- ⑤ 幼稚園等と契約をします

保育所等での保育を利用希望の場合

- ① 市町村に「保育の必要性」の
認定を申請します
※保育所等の利用希望の申込みも同時にできます。
また、施設を経由しての提出もできます。

- ② 市町村から認定証が
交付されます
(2号認定・3号認定)

- ③ 保育所等の利用希望の
申込みをします
(希望する施設名などを記載)

- ④ 申請者の希望、保育所等の
状況などにより、市町村が
利用調整します
※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の場合、必要に応じ、
市町村が利用可能な保育所等のあっせんなどもします。

- ⑤ 利用先の決定後、契約となります

※認定こども園を利用する場合、1号認定の場合は青枠の、2号及び3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や
保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が
地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・
公立保育所・地域型保育を
利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料
を施設・事業者(公立保育所の場合は
市町村)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市町村と契約し、保育料を
市町村へ支払います。

平成26年9月作成